

氏名に外字を使用している場合の氏名表記について（お願い）

日本弁護士連合会事務総長

弁護士法第8条に定める弁護士名簿に記載する弁護士の氏名の表記は、戸籍又は外国人住民に係る住民票記載の文字を用いています。また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律第25条第1項に規定する外国法事務弁護士名簿に記載する外国法事務弁護士の氏名の表記は、法務省発行の承認通知書記載の文字を用いています。

戸籍、外国人住民に係る住民票又は法務省発行の承認通知書記載の氏名に旧字・異字体・俗字・略字等のいわゆる外字を使用している場合は、下記のとおり取り扱いますので御了解ください。

なお、外字の使用を希望する場合は、当連合会審査第一課までお申し出ください。

記

- 1 「自由と正義」、日弁連及び委員会等が発行する印刷物、会員宛通知、日弁連ウェブサイト並びに身分証明書における氏名表記は、JIS規格（JIS2004）で定められた第一水準、第二水準の文字（正字）に変換した文字による。
- 2 日弁連が発行する登録等証明書における氏名表記は、弁護士の場合は戸籍又は外国人住民に係る住民票、外国法事務弁護士の場合は法務省発行の承認通知書記載の文字による。

○お問い合わせ先○

日本弁護士連合会 審査部審査第一課

TEL：03-3580-9841